

平成 26 年に介護保険法が改正され、平成 27 年度から市町村が行う事業として、地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられた。

1. 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿を共有しつつ、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

2. 事業の在り方

住民や地域の医療・介護関係者と地域のめざすべき姿(地域の理想像)を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進するため、以下の内容を中心に地域の実情に応じて実施する。



引用：厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3」

3. 本会議について

取組を進めるにあたり、「企画立案時からの医師会等の医療関係機関や介護サービス事業所等との協働が重要」と示されており、本会議は、現状分析・課題抽出・施策立案から対応策の評価、改善策の立案を行う場として位置づけている。